

令和2年4月10日

佐賀県三養基郡みやき町箕原 4260 番地
社会福祉法人 紀水会
理事長 塚原 安紀子

特定処遇改善加算概要のお知らせ

陽春の候、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、この度紀水会は、特定処遇改善加算の取得概要について社内・外に対し周知したく、お知らせいたします。

概要は下記の通りとなりますので、ご確認くださいませよう、お願い申し上げます。

記

- ① 紀水会届け出（予定）介護職員等特定処遇改善加算の区分
 - ・ 介護老人福祉施設 特定処遇改善加算Ⅰ
 - ・ （予防）短期入所生活介護 特定処遇改善加算Ⅱ
 - ・ 通所介護 特定処遇改善加算Ⅱ
 - ・ 日常生活支援総合事業 特定処遇改善加算Ⅱ
 - ・ （予防）特定施設入居者生活介護 特定処遇改善加算Ⅱ

- ② 支給の方法等
 - ・ 毎月の給与支給の際に特定処遇手当として支給。
 - ・ 支給対象職員を以下の3グループに分け、勤続年数や技能等により各人毎に金額を決定。
 - i) 技能・経験を有する介護職員 → Aグループ
 - ii) 他の介護職員 → Bグループ
 - iii) その他の職種 → Cグループ

 - ・ 余剰分がある場合、年度末に一時金支給

以上